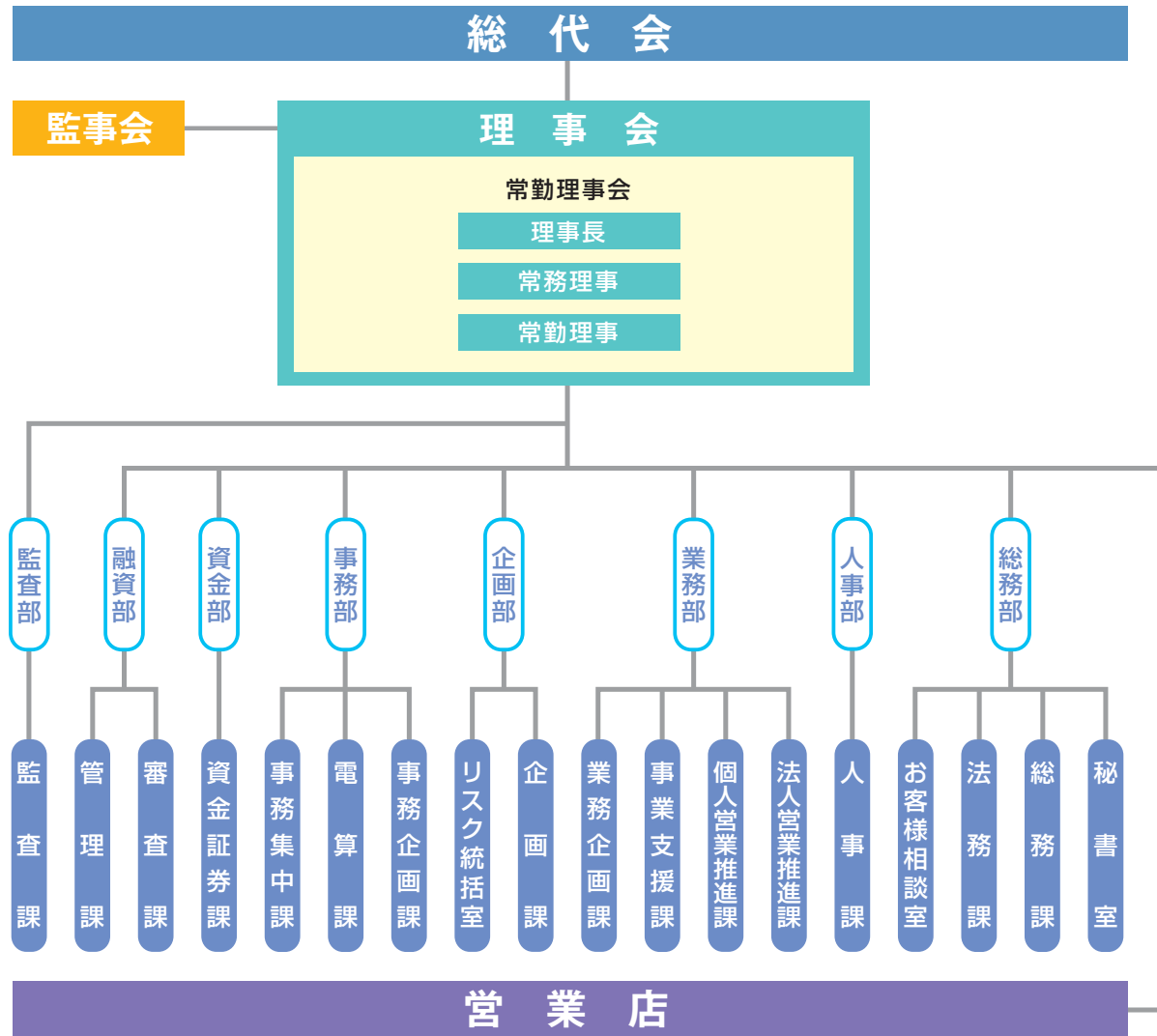


組織・役員一覧



役員

理事長(代表理事)	園田和彦	非常勤理事	新尚一(※1)
常務理事	井上和明	非常勤理事	澤田恒(※1)
常勤理事	垣内良基	常勤監事	伊藤寛
常勤理事	益尾匡則	非常勤監事	野澤太一郎
常勤理事	後藤武	非常勤監事	北本敏(※2)

※1 理事 新尚一、澤田恒は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 北本敏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

執行役員

執行役員	所 招生	執行役員	船引紀昌
執行役員	阿在知彦		

会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

(令和3年6月末現在)

内部管理基本方針

当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性及び適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があつてこそ、地域社会と共存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性及び適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき主な法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見をするための具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。
- 顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。
- 法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を配置し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する案件は理事会、常勤理事会に付議する。
- 上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し周知する。
- 監査部門は、内部管理態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

- ②子法人等担当理事及び統括部門、並びに当金庫が就任させた非常勤の取締役、監査役は、当該子法人等の取締役会、株主総会、並びに重要な会議等に出席し、リスク管理に係る諸問題を把握・検討・管理する。
- ③当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制
 - ①当金庫は、子法人等における業務分掌、職務権限をそれぞれ業務運営規定、職務権限規定に定めると共に関連会社管理マニュアルで詳細に明記する。
 - ②子法人等に係る統括部門または管理部門は、相互に意思の疎通を図り、グループとしての円滑な事業運営に資するため、子法人等の規模や特性等を踏まえて定期的な会議を開催する。
 - ③当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①監査部門は、子法人等の法令等遵守態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果は監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。重要事項については、都度監査部門担当理事を通じ、理事会等に報告する。
 - ②監査部門は、子法人等及び子法人等統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
 - ③当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び従業員も当金庫の内部通報制度を利用することができる。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- ②当金庫の理事および監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①金庫業務に係る各種リスクを統合的に把握・管理し、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため「リスク管理基本規定」及びリスクカテゴリーに応じた管理規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。
- ②各種リスクを管理するリスク管理担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の实效性および相互牽制機能を確保する。
- ③リスク管理担当部門はリスクの状況を定期的又は必要に応じて随時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統合的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に随時報告する。
- ④監査部門は、リスク管理態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
- ⑤大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会により改廃される「危機管理・業務継続方針」、「緊急時対応基準(コンティンジェンシープラン)」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制、業務継続体制を整備する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

- ①理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定(および付議基準)」および「常勤理事会規定(および付議事項)」に定める。
- ②理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- ③理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定める。

5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(第3項および第4項において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - ①子法人等の担当理事は、関連会社管理規定等に基づき、子法人等から経営上の重要事項に関する報告を受ける。
 - ②当金庫関係部及び子法人等の定例会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人等の経営上の重要事項に関する報告を受ける。
 - ③内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。
- ②当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ①子法人等の規模や特性等を踏まえ、業務内容に応じた管理部門を関連会社管理規定及び関連会社管理マニュアルに定める。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ①当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置することができる。

7. 前条の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- ①当金庫の監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

8. 当金庫の監事の第6条の職員に対する指示の実効性確保に関する事項

- ①当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- ①当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - ①当金庫の理事は次に定める事項について、事前協議後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ・理事会及び常勤理事会で決議された事項
 - ・当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・経営状況に関する重要な事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令、定款違反
 - ・公益通報の状況及び内容
 - ・その他コンプライアンス上重要な事項
 - ②職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
 - ③当金庫の監事は理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めるとすることができるものとする。
- ②当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
 - ①子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫の監事又は法務課・人事課へ報告を行う。なお、法務課・人事課に当該報告がなされた場合にあつては、法務課・人事課は監事への報告を行う。
 - ②当金庫の監事は、子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めるとすることができるものとし、その要請を受けた者は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。
 - ③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めるとすることができる。

10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止する。当該事項をコンプライアンス・ポリシーの「公益通報者の保護について」で表明する。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①当金庫の監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当金庫の監事は、理事会また常勤理事会にいたっては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適切な監査の実施に努める。
- ②当金庫の監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的な意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。